

1 税制上の取り扱い

1 非課税扱いを受けるための必要な手続き

(1)「財形住宅貯蓄保険」および「財形終身年金保険」については、下記の表の事項に該当する場合には、「非課税扱い」を受けるために以下の手続きが必要です。

○「非課税扱い」を受けるため、該当書類が必要な旨当社の支店または郵便局に申し出てください。

○勤務先を経由して該当書類を交付しますので、該当書類は勤務先を経由して当社まで提出してください。

事 項	提出書類	
	財形住宅貯蓄保険	財形終身年金保険
❶保険料の払込場所の変更	○財産形成非課税住宅貯蓄に関する異動申告書	○財産形成非課税年金貯蓄に関する異動申告書
❷勤務先の異動	○財産形成非課税住宅貯蓄の勤務先異動申告書(提出時期は、異動の日から2年以内(注))	○財産形成非課税年金貯蓄の勤務先異動申告書(提出時期は、異動の日から2年以内(注))
❸ご契約者の氏名または住所変更あるいは勤務先(事務代行団体)の名称、所在地または賃金の支払者の変更	○財産形成非課税住宅貯蓄に関する異動申告書	○財産形成非課税年金貯蓄に関する異動申告書
❹契約の変更	○財産形成非課税住宅貯蓄限度額変更申告書(非課税限度額を変更する場合に限ります。) ○財産形成非課税住宅貯蓄申込書	○財産形成非課税年金貯蓄限度額変更申告書(非課税限度額を変更する場合に限ります。) ○財産形成非課税年金貯蓄申込書
❺保険期間の自動延長	○財産形成非課税住宅貯蓄限度額変更申告書(非課税限度額を変更する場合に限ります。提出期限は、保険期間の満了の日) ○財産形成非課税住宅貯蓄申込書(保険料払済契約への変更をした基本契約を除きます。提出期限は、保険期間の満了の日)	
❻保険料の払い込みが完了したとき		○財産形成年金貯蓄の非課税適用確認申告書(提出期限は、最後に保険料を払い込んだ日から2カ月以内)

(注)「2年以内」とは、租税特別措置法施行令に規定する期間です。

事項	提出書類	
	財形住宅貯蓄保険	財形終身年金保険
⑦海外転勤の場合 ○海外へ転勤するとき ○国内の勤務となったとき	○海外転勤者の財産形成非課税住宅貯蓄継続適用申告書(提出期限は、出国の日) ○海外転勤者の国内勤務申告書(提出期限は、国内勤務をすることとなった日から2カ月以内)	○海外転勤者の財産形成非課税年金貯蓄継続適用申告書(提出期限は、出国の日) ○海外転勤者の特別国内勤務申告書(提出期限は、国内勤務をすることとなった日から2カ月以内)
⑧育児休業等を取得する場合 ○育児休業等を取得するとき ○育児休業等の期間を変更するとき	○育児休業等をする者の財産形成非課税住宅貯蓄継続適用申告書(提出期限は、育児休業等の開始の日) ○育児休業等期間変更申告書(提出期限は、変更前または変更後の育児休業等の終了日のいずれか早い日)	○育児休業等をする者の財産形成非課税年金貯蓄継続適用申告書(提出期限は、育児休業等の開始の日) ○育児休業等期間変更申告書(提出期限は、変更前または変更後の育児休業等の終了日のいずれか早い日)

【上記「④契約の変更」および「⑤保険期間の自動延長」の「非課税扱い」を受けるお客さまへ】

- 保険料払込期間内に払い込むべき保険料の総額が「財産形成非課税住宅(年金)貯蓄申告書」に記載された最高限度額を超える前に「財産形成非課税住宅(年金)貯蓄限度額変更申告書」の提出が必要です。
- 財形住宅貯蓄保険は、保険料払込期間内に払い込むべき保険料の総額が「財産形成非課税住宅貯蓄申告書」に記載された最高限度額を超えると、解約の通知があったものとします。

【上記「⑧育児休業等を取得する場合」の「非課税扱い」を受けるお客さまへ】

- 非課税扱いの対象となる「育児休業等」とは、租税特別措置法施行令に規定するものをいい、産前産後休業および3歳未満の子を養育するための休業をいいます。
- 育児休業等の開始時には保険料の払い込みを中断(保険料払済契約への変更)します。なお、育児休業等の終了時には、保険料の払い込みを再開する手続き(保険料払済契約の復旧)が必要です。詳しくは、担当者か、かんぽ生命の支店、最寄りの郵便局、または**かんぽコールセンター(☎0120-552-950)**にお問い合わせください。

(2)「財形終身年金保険」について、(1)の表の⑥により財産形成年金貯蓄の非課税適用確認申告書を提出した後、下記の事由が生じたときは、ご契約者は該当の書類を当社の支店または郵便局に提出してください。

事由	提出書類
①退職、転任その他の事由により、ご契約者が勤務先の勤労者ではなくなったとき	財産形成年金貯蓄の契約を締結している勤労者の退職等申告書
②ご契約者の氏名または住所の変更	改氏名または住所変更届

2 保険金などの取り扱い

区分	保険種類	税制上の取り扱い
満期保険金	財形積立貯蓄保険	払込保険料総額から生じる差益の部分について、「20%の源泉分離課税」が行われます。
	財形住宅貯蓄保険	払込保険料総額から生じる差益の部分について、「利子非課税」の扱いを受けることができます。
死亡保険金	財形積立貯蓄保険 財形住宅貯蓄保険	相続税 受取人が相続人であるときは、「500万円×法定相続人の数」を限度として「非課税」の扱いとなります。
年金	財形終身年金保険	払込保険料総額から生じる差益の部分について、「利子非課税」の扱いを受けることができます。
住宅の取得等のために充てる返戻金	財形住宅貯蓄保険	払込保険料総額から生じる差益の部分について、「利子非課税」の扱いを受けることができます。

- 「財形終身年金保険」および「財形住宅貯蓄保険」の解約・失効の返戻金は「所得税、住民税の課税対象」となります。ただし、次の事由により返戻金を受け取るときで、所轄税務署長の確認を受けた旨の記載のある書面を請求時に提出した場合に限り、「非課税」となります。

- ①本人がその居住の用に供している家屋で、本人または生計を一にする親族が所有する家屋が災害等による被害を受けた場合
- ②本人または生計を一にする親族のために支払った医療費の年間の合計額が200万円を超えた場合
- ③本人が所得税法上の一定の寡婦またはひとり親に該当することとなった場合
- ④本人が所得税法上の特別障害者に該当することとなった場合
- ⑤本人が雇用保険の特定受給資格者または特定理由離職者に該当することとなった場合

(注) 上記①～⑤の事由が生じた日から11カ月以内に確認を受けるための申し出を行い、事由が生じた日から1年以内に手続きを行うことが必要です。

- 「財形住宅貯蓄保険」および「財形終身年金保険」において、目的外の払い出しが行われた場合は、原則5年間遡及して課税されます。



- 払い込んだ保険料は、生命保険料控除の対象となりません。
- 2013年1月1日から2037年12月31日までの間、所得税の課税対象となる場合は、復興特別所得税についても課税対象となります。
- 2026年5月現在に適用される税制に基づき、代表的な取り扱いを記載しているものであり、実際の取り扱いは、個々の状況によって異なることがあります。また、今後、税制が変わる場合もあります。
- 詳しくは、所轄の税務署などに確認してください。

2 財形持家融資制度の利用

- 勤労者財産形成促進法の規定に基づく財形持家融資制度を利用することができます。持家の取得またはリフォームに際し、独立行政法人勤労者退職金共済機構などから勤務先を通じて融資が受けられる場合があります。

①融資を受けることができる勤労者の範囲

融資を受けるためには、以下の3つの要件を満たす必要があります。

- ・継続する1年以上の期間にわたって、財形貯蓄を行っていること。
- ・借入申込日の2年前の日から借入申込日までの期間内に、財形貯蓄契約に基づく定期の積み立てを行っていること。
- ・借入申込日において50万円以上の財形貯蓄の残高があること。

②融資額

財形貯蓄残高の10倍相当額(最高4,000万円)で実際に要する費用の90%相当額までです。

2026年5月現在の法令に基づいて記載しています。今後、法令の改正によって変更となる場合もあります。

詳しくは、独立行政法人勤労者退職金共済機構や独立行政法人住宅金融支援機構などの本・支所にお問い合わせください。